

松本広域連合消防施設等総合管理計画

令和2年8月
松本広域連合

目 次

第1章 計画策定の背景と目的

| | |
|-----------|---|
| 1 背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 計画の対象範囲 | 2 |

第2章 松本広域連合を取り巻く社会的状況

| | |
|--------|---|
| 1 人口推計 | 4 |
| 2 財政状況 | 5 |

第3章 消防施設の現状と課題

| | |
|-----------------|----|
| 1 保有施設 | 7 |
| 2 現状 | 8 |
| 3 中長期的な施設の更新等費用 | 10 |
| 4 今後の課題 | 12 |

第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

| | |
|-----------------------|----|
| 1 実施体制の構築及び情報共有の方針 | 13 |
| 2 消防施設等の管理に関する基本的な考え方 | 13 |
| 3 計画の進行管理 | 14 |

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

(1) 背景

近年、国や地方公共団体において公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきています。

こうした中、平成26年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、公共施設等の現状及び将来の見通しや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定めた「公共施設等総合管理計画」を策定することが地方公共団体に求められています。

また、平成27年3月31日には消防庁総務課長から「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における「公共施設等総合管理計画」の策定について」の通知において、消防の事務を処理する一部事務組合においても公共施設等総合管理計画を策定するように要請がされています。

(2) 目的

松本広域連合は、前身の松本地域広域行政事務組合において平成5年4月1日に松本市消防本部、塩尻市消防本部及び南安曇郡消防組合消防本部（2町3村）を統合し、非常備消防12町村を含め、松本広域圏2市4町13村を一本化した松本広域消防局（以下「消防局」という。）を発足しました。

その際、消防局と既存の消防署及び出張所（以下「消防署所」という。）に加え、麻績消防署、明科消防署、山形消防署及び梓川消防署安曇出張所を新設し、1本部12消防署4出張所の組織体制として現在に至っています。

広域消防発足から26年が経過するなかで組織の充実強化を図ってきましたが、関係市村の合併や少子高齢化の拡大、東日本大震災をはじめとする大規模災害の対応等、消防を取り巻く状況も変遷し、また、施設の老朽化等の課題とともに将来に向けた組織のあり方を検討する時期を迎えています。

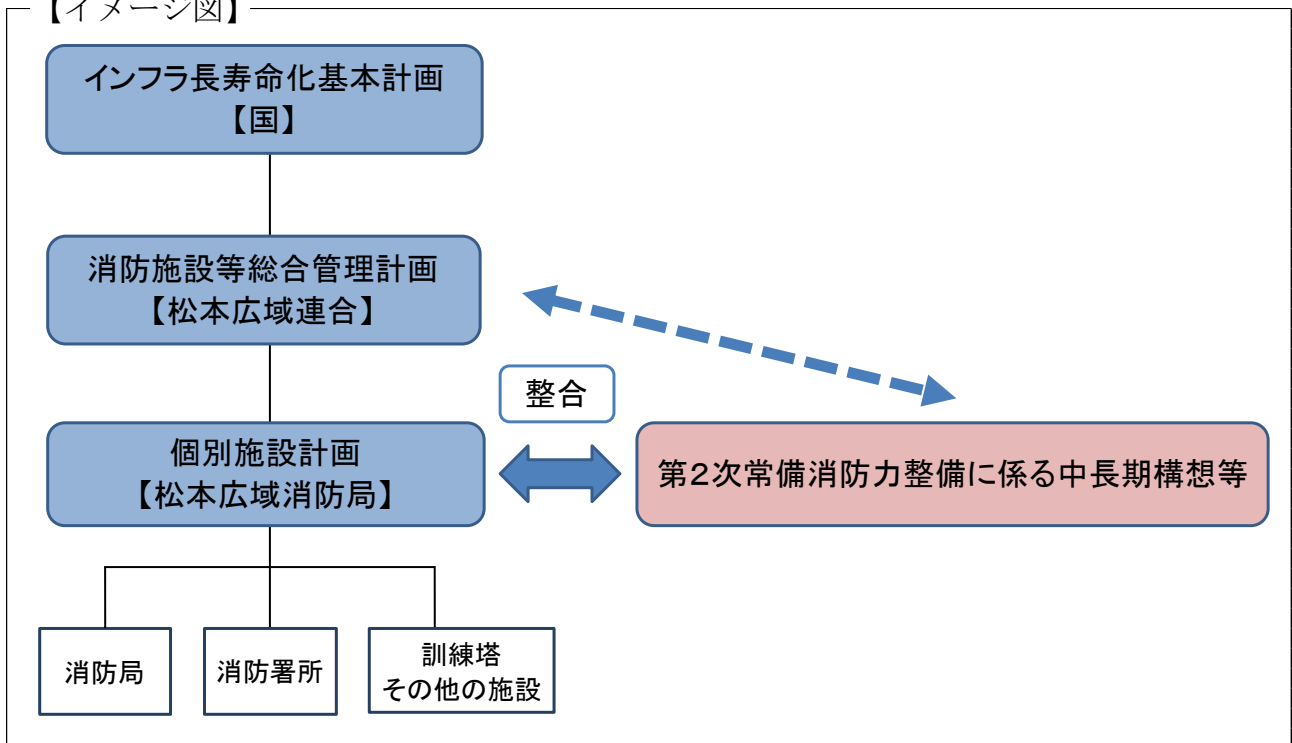
こうしたことから、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進することを目的として本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画である「公共施設等総合管理計画」に相当するものであり、当広域連合の消防施設整備の総合的な指針として活用していくものとします。

また、「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」をはじめとするその他の計画と整合を図りながら取り組みを進めます。

【イメージ図】



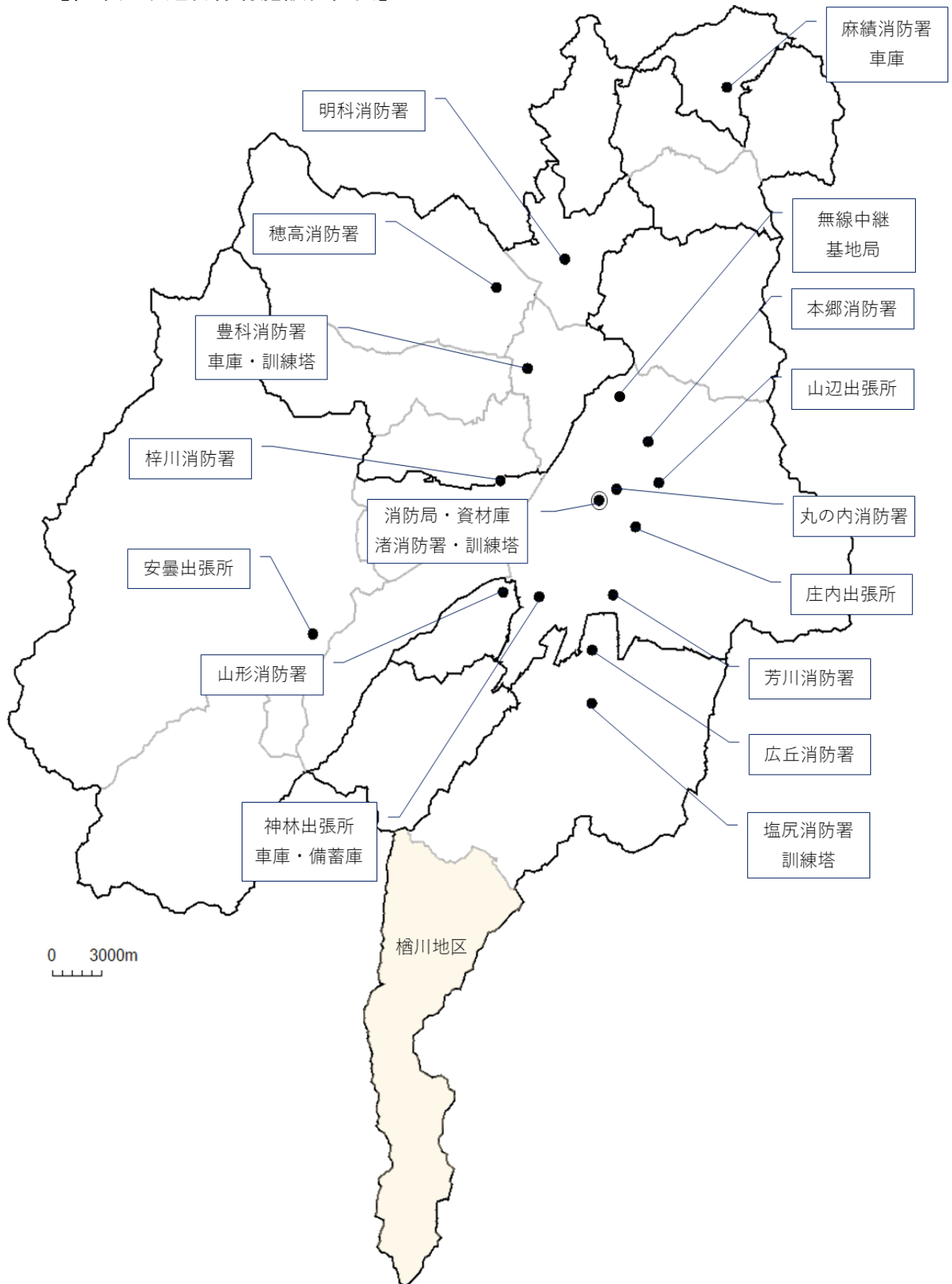
3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和21年度までの20年としますが、当広域連合を取り巻く社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うこととします。

4 計画の対象範囲

本計画において対象とする施設は、消防局、消防署所、訓練塔及びその他の施設（以下「消防施設」という。）とします。

【松本広域連合保有施設位置図】



※ 平成17年4月1日に塩尻市に合併した旧木曾郡檜川村の区域の消防事務については、木曾広域連合に事務委託しています。

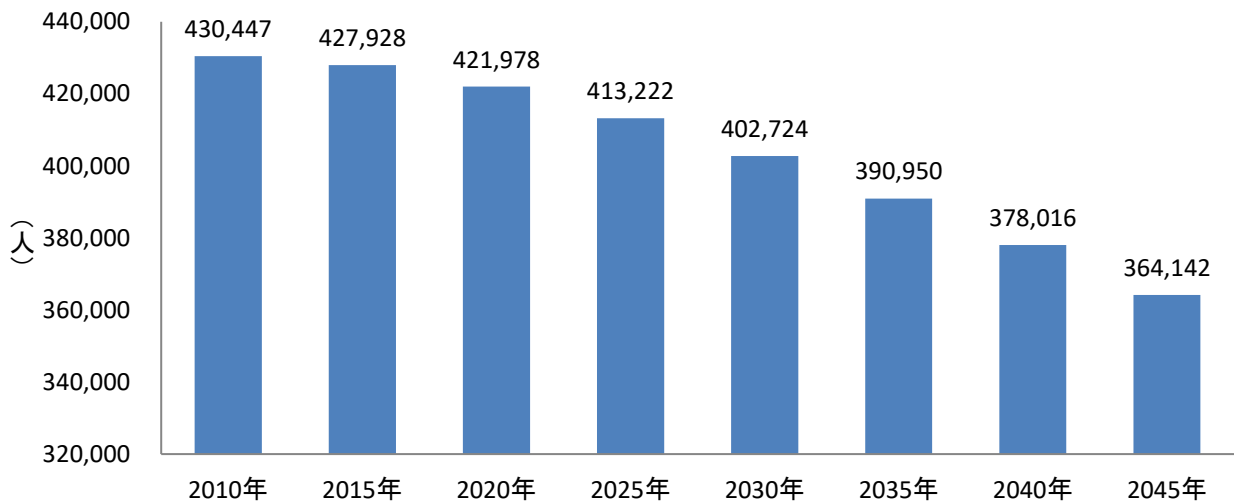
第2章 松本広域連合を取り巻く社会的状況

1 人口推計

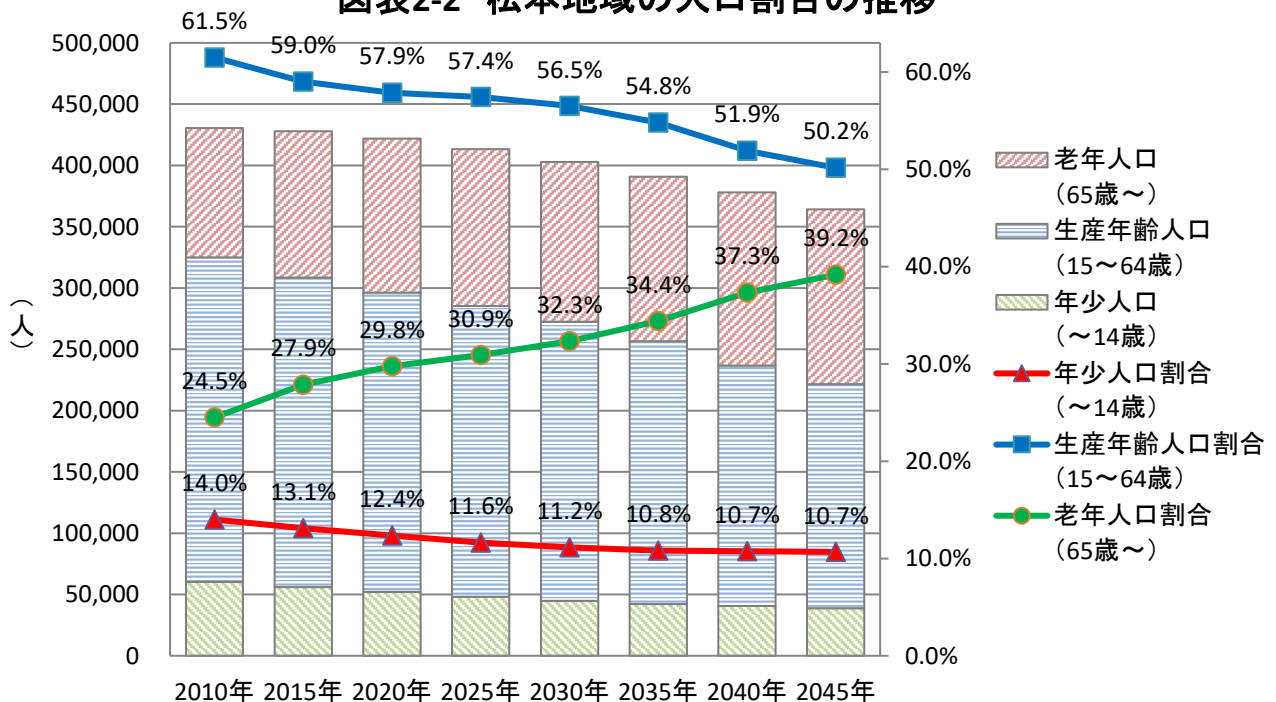
松本地域の将来人口は、今後も減少が続き、2045年には36.4万人まで減少する見通しとなっています。また、総人口に占める老年人口の割合は上昇し続ける一方で、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下し続け、高齢化がさらに進むことが予想されています。

このように、超少子高齢型人口減少社会が進むことで、消防施設に対するニーズの変化や、生産年齢人口の減少により税収減、社会保障費の増大による関係市村への影響も予測されます。

図表2-1 松本地域の将来推計人口



図表2-2 松本地域の人口割合の推移



※ 図表2-1及び図表2-2中の推計に用いた値は、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」を用いています。ただし、2010年（平成22年）及び2015年（平成27年）の値は、国勢調査の確定値としています。

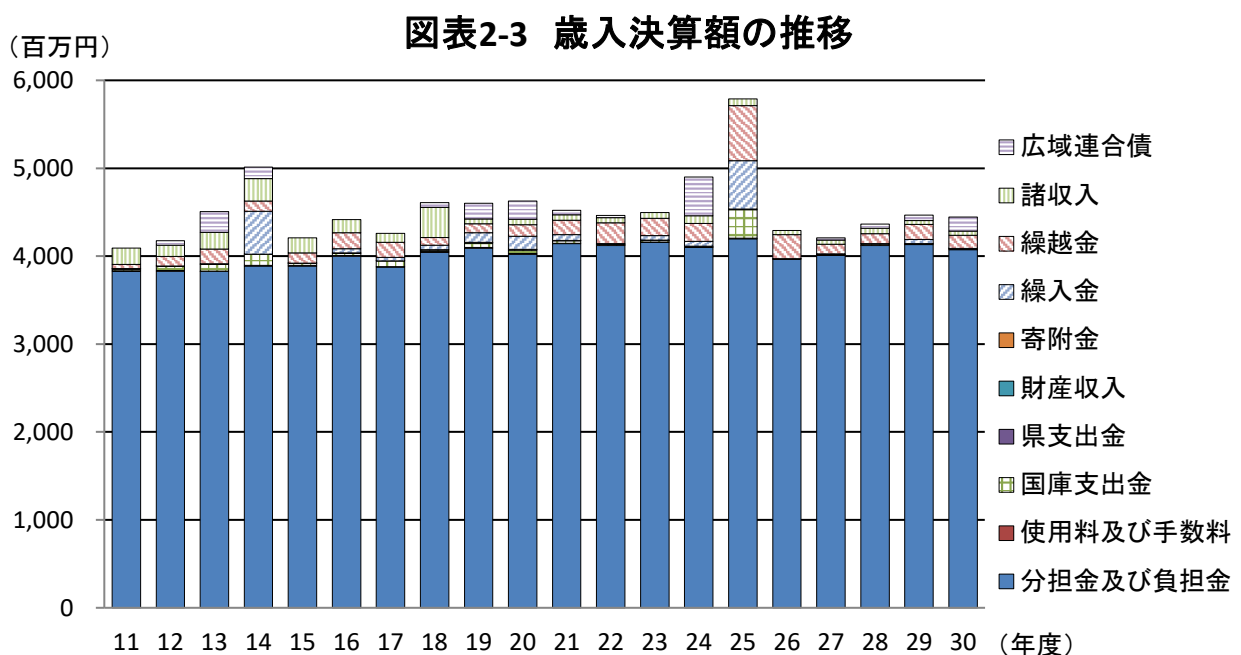
2 財政状況

(1) 歳入

当広域連合の平成30年度における一般会計歳入決算額は、44億4,610万円となっており、そのうち分担金及び負担金が40億7,381万円で、全体の91.62パーセントを占めています。

過去からの推移をみますと、平成14年度及び平成25年度は通信指令システムの更新等により突出していますが、全体としては45億円前後で推移しています。

また、主な収入財源である関係市村からの負担金については、概ね40億円前後で推移しています。



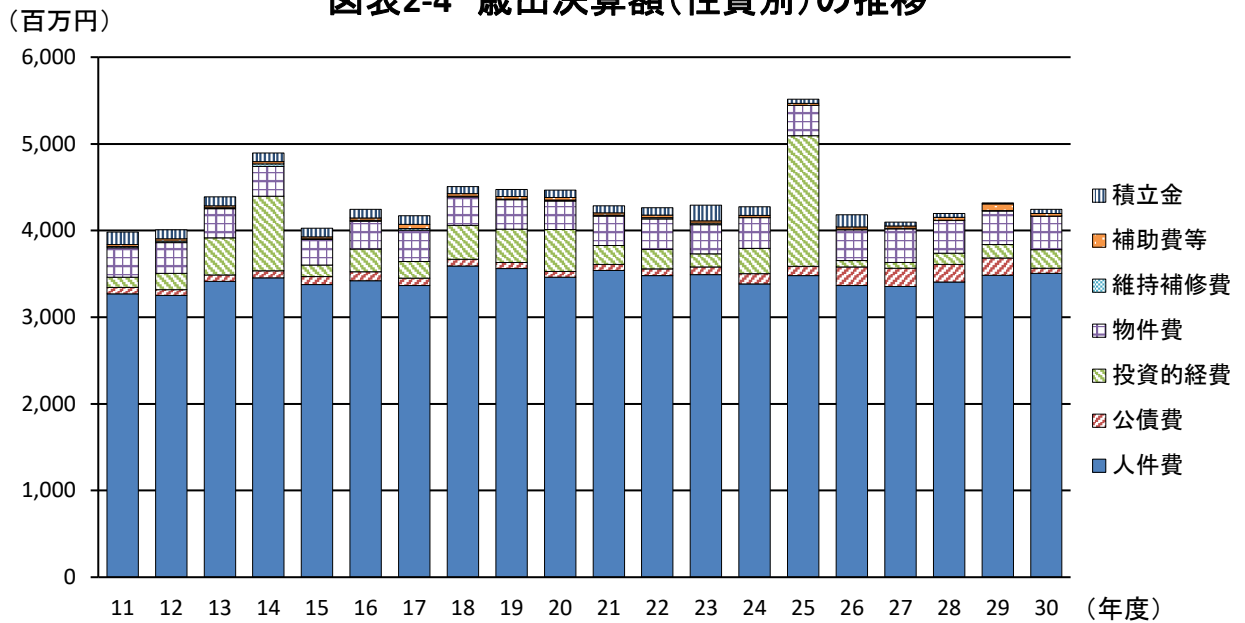
(2) 歳出

当広域連合の平成30年度における一般会計歳出決算額は、42億4,405万円となっており、そのうち人件費が35億541万円で、歳出決算額全体の82.59パーセントを占めています。

過去からの推移をみますと、突出した平成14年度及び平成25年度を除くと42億円前後で推移しています。

また、計画的に消防車両の更新を行い歳出予算の平準化に努めていますが、消防施設の建設等や通信指令システムの更新により一時的に投資的経費や公債費の大幅な増加がみられます。

図表2-4 歳出決算額(性質別)の推移

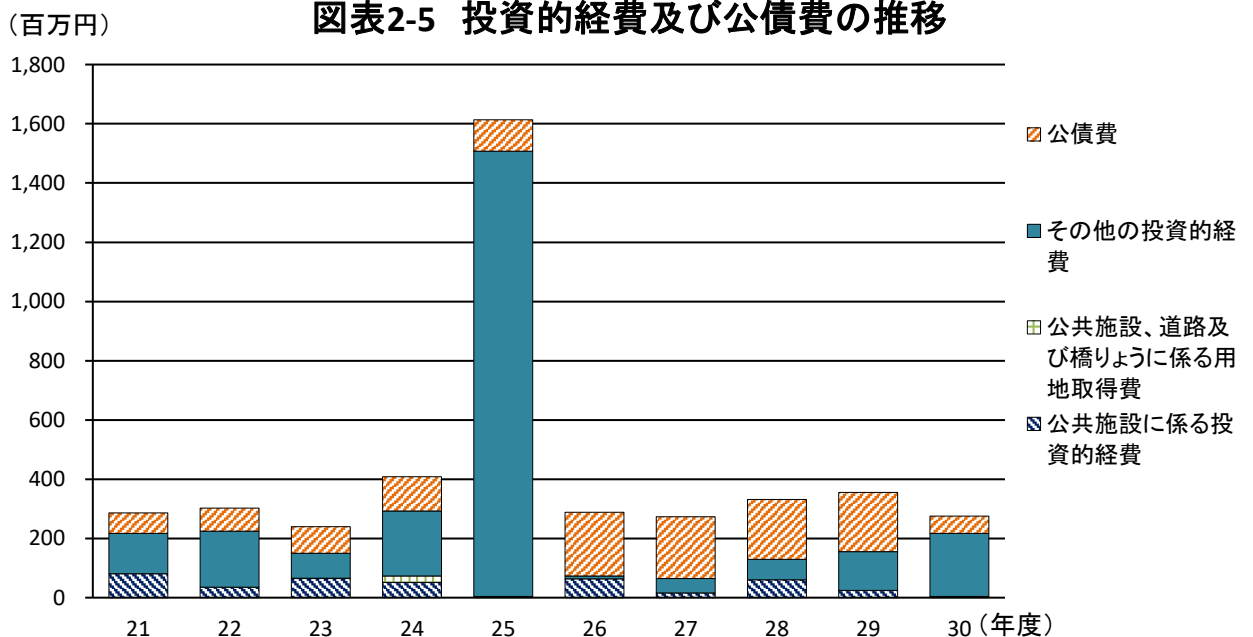


(3) 投資的経費及び公債費

直近10年間の投資的経費及び公債費は、通信指令システムの更新のため大幅な増加となった平成25年度を除くと、3億円前後で推移しています。

これまで消防車両の更新や消防局の庁舎及び消防署所の庁舎（以下「消防庁舎」という。）の改修等については、有利な起債を活用することにより経費の平準化に努めてきていますが、今後は更新時期を迎えた消防施設への対応が必要になってくることから増額が予想されます。

図表2-5 投資的経費及び公債費の推移



第3章 消防施設の現状と課題

1 保有施設

本計画で示す消防施設は、次のとおりとなっています。

図表 3-1 保有消防施設一覧

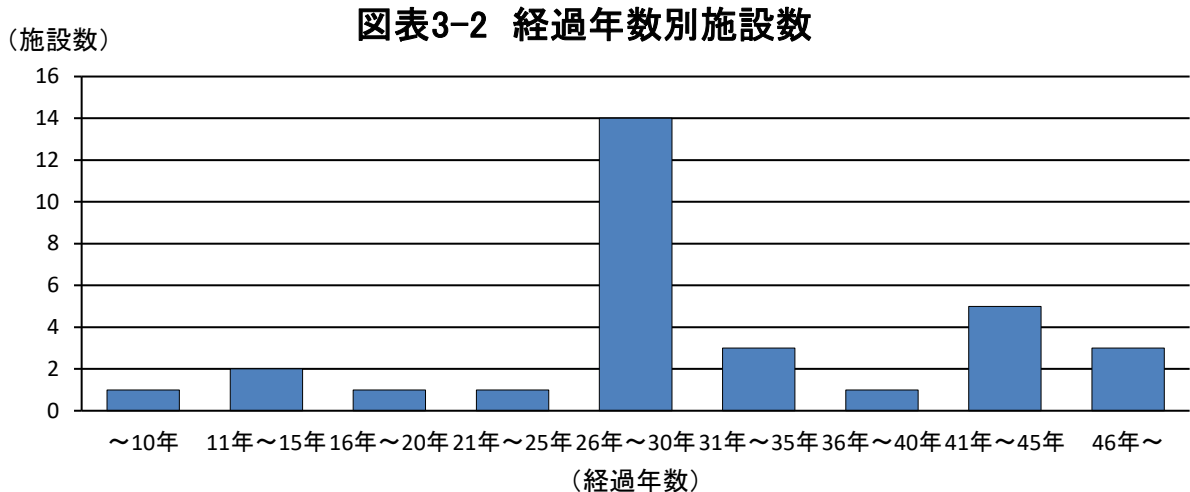
| 名称 | 所在地 | 構造 | 延べ面積 (㎡) | 建築年月 | 経過 年数 |
|------------|------------------|---------------------------|-------------|---------|----------|
| 消防局旧庁舎 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階建 | 1,496.80 | H1年7月 | 30 |
| 消防局新庁舎 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建 | 741.62 | H14年3月 | 18 |
| 消防資材庫 | 松本市渚1丁目7番12号 | 軽量鉄骨造 2階建 | 217.80 | S55年3月 | 40 |
| 無線中継基地局 | 松本市島内9020番地2 | 鉄筋コンクリート造 平屋建 | 17.63 | H5年2月 | 27 |
| 丸の内消防署庁舎 | 松本市城西2丁目1番23号 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 807.54 | H4年2月 | 28 |
| 庄内出張所庁舎 | 松本市出川1丁目2番15号 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 512.20 | H17年3月 | 15 |
| 芳川消防署庁舎 | 松本市村井町南2丁目1番9号 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2階建 | 867.15 | H18年10月 | 13 |
| 神林出張所庁舎 | 松本市神林5961番地1 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 446.05 | H3年1月 | 29 |
| 神林出張所車庫 | 松本市神林5961番地1 | 鉄骨造 平屋建 | 147.26 | H3年1月 | 29 |
| 神林出張所基幹備蓄庫 | 松本市神林5961番地1 | 鉄骨造 平屋建 | 80.03 | H3年1月 | 29 |
| 渚消防署庁舎 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 934.94 | S49年3月 | 46 |
| 渚消防署訓練塔A塔 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄筋コンクリート造 5階建 | 180.00 | S62年3月 | 33 |
| 渚消防署訓練塔B塔 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄骨造 2階建 | 80.22 | S62年3月 | 33 |
| 渚消防署訓練塔C塔 | 松本市渚1丁目7番12号 | 鉄骨造 2階建 | 86.19 | H25年3月 | 7 |
| 本郷消防署庁舎 | 松本市浅間温泉2丁目6番1号 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 931.41 | S50年7月 | 44 |
| 山辺出張所庁舎 | 松本市里山辺1434番地1 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 453.17 | S52年3月 | 43 |
| 塩尻消防署庁舎 | 塩尻市広丘高出1486番地802 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 2,161.42 | H3年11月 | 28 |
| 塩尻消防署訓練塔A塔 | 塩尻市広丘高出1486番地802 | 鉄筋コンクリート造 5階建 | 180.00 | H3年11月 | 28 |
| 塩尻消防署訓練塔B塔 | 塩尻市広丘高出1486番地802 | 鉄骨造 3階建 | 108.00 | H3年11月 | 28 |
| 広丘消防署庁舎 | 塩尻市広丘原新田575番地9 | 軽量鉄骨造 平屋建 | 446.04 | S63年6月 | 31 |
| 豊科消防署庁舎 | 安曇野市豊科5705番地6 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 1,271.11 | S54年1月 | 41 |
| 豊科消防署車庫 | 安曇野市豊科5705番地6 | 軽量鉄骨造 平屋建 | 16.68 | S54年1月 | 41 |
| 豊科消防署訓練塔A塔 | 安曇野市豊科5705番地6 | 鉄骨造 1階建 | 14.00 | S54年1月 | 41 |
| 豊科消防署訓練塔B塔 | 安曇野市豊科5705番地6 | 鉄骨造 1階建 | 14.00 | H2年2月 | 30 |
| 梓川消防署庁舎 | 松本市梓川倭65番地2 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 536.93 | S47年12月 | 47 |
| 安曇出張所庁舎 | 松本市安曇2819番地1 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 2階建 | 428.95 | H5年3月 | 27 |
| 穂高消防署庁舎 | 安曇野市穂高5075番地2 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 529.93 | S47年12月 | 47 |
| 麻績消防署庁舎 | 東筑摩郡麻績村麻10389番地3 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 2階建 | 720.95 | H5年2月 | 27 |
| 麻績消防署車庫 | 東筑摩郡麻績村麻10389番地3 | 鉄骨造 平屋建 | 21.00 | H10年3月 | 22 |
| 明科消防署庁舎 | 安曇野市明科東川手271番地4 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 2階建 | 649.80 | H5年2月 | 27 |
| 山形消防署庁舎 | 東筑摩郡山形村5997番地3 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 2階建 | 648.87 | H5年2月 | 27 |

※ 経過年数の基準日は令和2年4月1日です。

2 現状

(1) 経過年数

経過年数別の施設数をみると、建設から26年から30年経過した施設が、14施設（45.16パーセント）と最も多く、次いで41年から45年経過した施設が、5施設（16.12パーセント）となっています。今後、同時期に建設された施設を建て替える際は、一時期に集中しないよう経費の平準化に努める必要があります。



(2) 有形固定資産減価償却率

保有する消防施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式により算出しています。

$$\bigcirc \text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額(再調達価額)}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

100パーセントに近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は、45～50パーセント程度とされています。

図表 3-3 有形固定資産減価償却累計額一覧

| 名 称 | 取得価格(円) | 減価償却累計額(円) | 減価償却率 |
|--------------|-------------|-------------|---------|
| 消防局旧庁舎 | 344,900,000 | 205,220,052 | 59.50% |
| 消防局新庁舎 | 581,139,500 | 198,574,563 | 34.17% |
| 消防資材庫 | 4,550,000 | 4,549,999 | 100.00% |
| 無線中継基地局 | 99,910,000 | 52,276,166 | 52.32% |
| 丸の内消防署庁舎 | 208,615,725 | 113,336,418 | 54.33% |
| 庄内出張所庁舎 | 135,166,500 | 38,076,206 | 28.17% |
| 芳川消防署庁舎 | 213,045,000 | 53,255,286 | 25.00% |
| 神林出張所庁舎 | 110,449,000 | 62,396,120 | 56.49% |
| 神林出張所車庫 | 20,188,000 | 15,807,204 | 78.30% |
| 神林出張所基幹備蓄庫 | 6,360,000 | 4,979,880 | 78.30% |
| 渚消防署庁舎 | 60,519,000 | 54,569,896 | 90.17% |
| 渚消防署訓練塔 A 棟 | 19,150,000 | 12,288,519 | 64.17% |
| 渚消防署訓練塔 B 棟 | 15,850,000 | 15,849,999 | 100.00% |
| 渚消防署訓練塔 C 棟 | 15,960,000 | 3,798,480 | 23.80% |
| 本郷消防署庁舎 | 602,750,000 | 527,422,675 | 87.50% |
| 山辺出張所庁舎 | 51,738,000 | 43,547,774 | 84.17% |
| 塩尻消防署庁舎 | 513,978,000 | 281,817,192 | 54.83% |
| 塩尻消防署訓練塔 A 棟 | 33,588,923 | 18,416,950 | 54.83% |
| 塩尻消防署訓練塔 B 棟 | 20,993,077 | 11,510,594 | 54.83% |
| 広丘消防署庁舎 | 45,400,000 | 45,399,999 | 100.00% |
| 豊科消防署庁舎 | 114,000,000 | 91,762,140 | 80.49% |
| 豊科消防署車庫 | 495,000 | 494,999 | 100.00% |
| 豊科消防署訓練塔 A 棟 | 6,128,500 | 6,128,499 | 100.00% |
| 豊科消防署訓練塔 B 棟 | 6,128,500 | 6,128,499 | 100.00% |
| 梓川消防署庁舎 | 19,921,000 | 18,459,331 | 92.66% |
| 安曇出張所庁舎 | 133,715,500 | 63,900,094 | 47.79% |
| 穂高消防署庁舎 | 19,464,000 | 18,035,866 | 92.66% |
| 麻績消防署庁舎 | 205,119,350 | 107,325,163 | 52.32% |
| 麻績消防署車庫 | 976,500 | 580,041 | 59.40% |
| 明科消防署庁舎 | 189,829,000 | 99,324,739 | 52.32% |
| 山形消防署庁舎 | 192,033,200 | 100,478,062 | 52.32% |

全体の減価償却率は57.01パーセントであり、対象を消防庁舎に限定した減価償却率は56.74パーセントとなっています。また、訓練塔、倉庫等の減価償却率は、61.91パーセントとなっており、いずれも比較的高い水準となっていることから、計画的な更新が必要な時期となっています。

3 中長期的な施設の更新等費用

(1) 試算条件

一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて、現在保有又は使用している消防施設等の将来の更新等費用を試算しました。

なお、試算条件については、次のとおり設定しました。

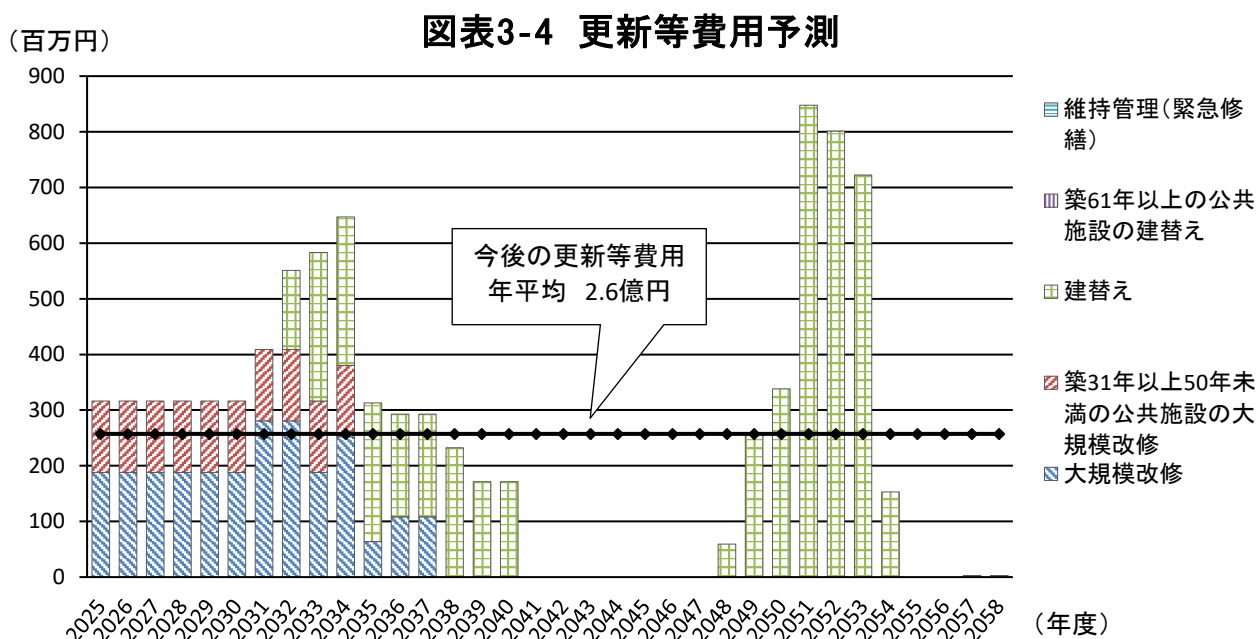
【試算条件】

- ・ 試算期間は、2025年から2058年まで(令和7年から令和40年まで)の34年間とする。
- ・ 令和元年度末現在の消防施設等と同じ面積を維持することとする。
- ・ 更新周期は、建物構造・規模にかかわらず一定とし、30年後に大規模改修を、60年後に更新を行うこととする。
- ・ 更新費用算出にあたっては、更新(建替え)費用は40万円/㎡、大規模改修費用は25万円/㎡で試算をする。
- ・ 現時点で積み残している大規模改修及び建替えの処理については、2025年度からの10年間で均等に割り当てることとする。
- ・ 消防庁舎及び車庫を対象とし、訓練塔、資材庫等については試算の対象に含まないこととする。

(2) 現行の更新等費用の試算結果

上記の試算条件に基づき試算した結果、2025年度(令和7年度)から34年間で発生する更新・大規模改修に要する費用は、総額87億4,912万円(年平均2億5,730万円)と試算されました。

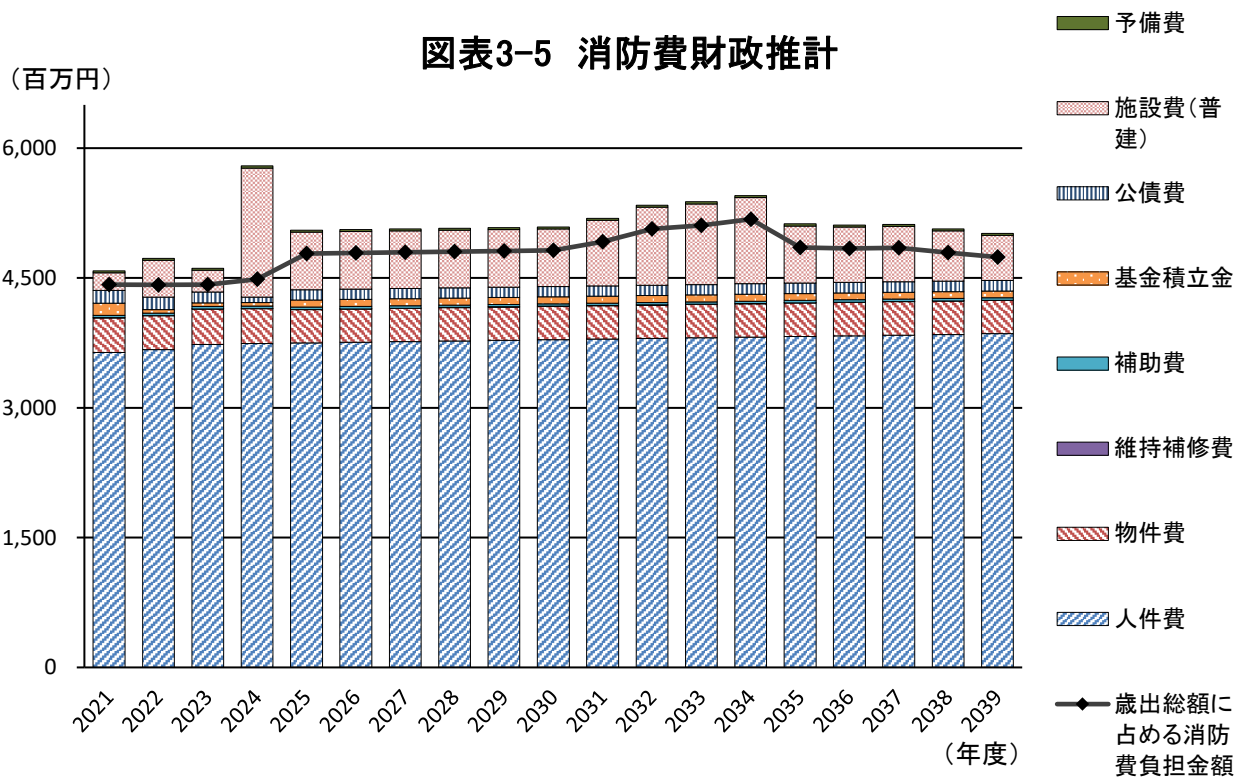
また、直近5年間の公共施設に関する投資的経費の平均は、1億2,715万円であることから、試算結果に基づくとおおよそ2倍の経費の増額となります。



(3) 今後の消防費財政推計

前述の更新等費用の試算結果を踏まえた2021年度（令和3年度）から2039年度（令和21年度）までの消防費の財政推計は以下のとおりとなります。

2024年度（令和6年度）は通信指令システムの全面更新が予定されていることから歳出額の大幅増が見込まれています。また、2025年度（令和7年度）から前述の更新等費用が発生してくることにより歳出額の高止まりが想定されます。更新等費用を含めた施設費は7億円程度で推移する予測となっており、それに伴い、歳入の消防費負担金の共通経費は48億円規模で推移する予測となっています。令和2年度予算における関係市村からの消防費負担金（共通経費分）42億2,702万円と比較すると、約6億円の増額が見込まれることから、経費の平準化に加え、いかに経費を削減できるかが重要になってきます。



※ シミュレーション条件

- ・ 2024年度（令和6年度）までは現時点における消防車両の更新計画、通信指令システムの更新等大型事業を反映し算出する。なお、基金繰入、起債は大型事業に応じ充当し、補助金は見込まずに推計する。
- ・ 2025年度（令和7年度）以降については、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）における予算額の平均値により算出する。

ただし、人件費については、人事院勧告を考慮し、2025年度（令和7年度）以降は前年度対比0.2パーセントを上乗せして試算する。

また、前述の更新等費用の試算結果については、該当年度の施設費に上乗せし、同額を歳入の消防費負担金（共通経費）に上乗せする。

4 今後の課題

(1) 建替え、長寿命化等

昭和40年代から50年代までに建設された消防署所の庁舎は、耐震改修や非常電源設備等の設置により、災害活動拠点に求められる要素を補完してきましたが、建物の老朽化の進行といった課題もあることから、将来的な建替えや更なる長寿命化について検討するとともに、消防署所の適正配置を含めた今後の施設整備の考え方を整理していく必要があります。

(2) 消防庁舎被災時の代替施設等の考慮

東日本大震災以後、消防庁舎には、十分な耐震性に加えて、浸水にも耐え得るよう整備することが新たな要件とされるなど、災害時における機能維持が更に求められることとなりました。今後、消防庁舎被災時の代替施設などを想定した考え方を整理し、事前計画を策定することも考慮していく必要があります。

(3) 狭あい

職員の勤務環境の改善のため、事務機の共有化、仮眠室の区画化、救急消毒室の設置など、予算の範囲内で計画的に整備し、消防署所の庁舎機能充実を図ってきましたが、車両の大型化や資機材の多様化が進み、建設当時や広域消防発足時とは状況が変化し、消防署所の庁舎は敷地も含め、相対的にスペース不足の状況となっています。

※ 消防署分署として建設され、広域消防発足時に消防署に格上げされた施設

広丘消防署・梓川消防署・穂高消防署

(4) 人口減少への対応

当広域連合関係市村の総人口は減少を続けており、今後は人口全体の減少が避けられないのみならず、年齢構成別にみると、年少・生産年齢人口の減少、老年人口の増加により少子高齢化が一層進む厳しい予測となっています。従って、全体の人口減少だけでなく年齢構成別や地域別にみた場合に予測される人口の変化が行政サービスへのニーズにどのように影響するか着目するとともに、他の社会情勢の変化によるニーズの変化も十分に考慮したうえで、最適な消防施設の在り方を検討していくことが求められます。

(5) 逼迫する財政状況への対応

当広域連合の歳入の90パーセント以上は関係市村からの負担金で賄われていますが、今後、人口の減少に伴い関係市村の一般財源の減少が予測されています。

こうした状況を踏まえ、消防施設等の管理に係る費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

(6) その他の施設の維持管理

消防局の消防資材庫や訓練塔、芥子坊主無線基地局などの施設についても、消防庁舎と同様に維持管理をしていく必要があります。

また、ライフラインの被災に備え、全ての消防庁舎に非常用自家発電設備を設置していますが、今後、耐用年数（法定耐用年数15年、国土交通省官庁営繕基準30年）を超過する設備について、計画的に更新していく必要があります。

第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 実施体制の構築及び情報共有の方針

本計画を管理し、全庁的視点に立った消防施設等のマネジメントを推進するため、本計画に関する情報等を事務局総務課において一元管理するとともに、消防局及び消防署所並びに松本広域連合関係市村と情報共有を図りながら、消防施設の現状把握と保全を確実に行うなど互いに連携して取り組んでいきます。

2 消防施設等の管理に関する基本的な考え方

「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」など他の計画との整合を図りながら、次の考え方に基づき取り組んでいきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

消防施設の点検や劣化診断等を実施し、状況を把握するとともに、その結果を踏まえて建替え時期などに反映させていきます。

また、必要に応じて施設全体の調査を外部機関へ委託し、その結果に基づいた施設の方向性を判断することも考慮します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

昭和40年代から50年代までに建設された消防庁舎については、その状態を見極めながら、費用対効果を高め、トータルコストの縮減・平準化を達成できるよう、関係市村とも調整をするなかで建替え、移転又は長寿命化の方向性を検討します。

なお、建築基準法の改正以前に建設された消防庁舎については耐震改修を行い、現在、全ての消防庁舎の耐震化が完了しています。今後は、災害時の応急対策拠点として、大規模災害時であっても適切に機能を発揮できるよう維持管理に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

消防施設は地域の重要な防災拠点であり、住民の安全を確保する上で必要不可欠な建物であることから、点検、診断等において高度の危険性が認められた消防施設については、速やかに安全を確保するよう努めます。

(4) 長寿命化の実施方針

耐用年数は60年とし、建設から30年未満の既存消防施設は、耐用年数の2分の1を経過する時点（概ね30年）において、計画的に大規模改修を行い、消防施設の長寿命化を図ります。

(5) 統合、移転等の推進方針

現在、当広域連合管内では、消防局のほかに12消防署・4出張所で消防・救急業務等を行っておりますが、今後人口減少社会が進展していく中でも救急出動を中心として出動件数は高止まりすることが予測されており、消防庁舎に関しては単純な統合や廃止はなじまない部分があります。

¹ 耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」に基づき目標耐用年数の代表値を設定しています。

しかしながら、今後は中部縦貫自動車道路の整備等も計画されており、当広域連合管内情勢の変化が予想されることから、外部機関への適正配置調査委託も考慮し、消防署所の適正配置について研究していきます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」など他の計画との整合をとりながら、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する進捗状況について、PDCAサイクルのもと計画の見直しを実施していきます。

計画の見直しや関連部署へのヒアリング等によって状況に変化がある場合や、社会経済情勢、当広域連合を取り巻く情勢に変化があった場合には、必要に応じて本計画をはじめ各種計画の改定を行い、必要に応じて議会や住民への情報提供を行います。

なお、個別施設ごとの計画についても進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。